

◎ いじめ防止対策基本方針

南砺市立吉江中学校 いじめ防止対策 基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

本校では、全ての教職員が「いじめはどの子供にも、どの学校にも、起こり得る」との危機意識をもち、教職員一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、学校全体でいじめ防止（未然防止・早期発見・早期解決）に取り組む。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった継続的な取組を行う。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業づくりを心がけ、基礎・基本の定着を図り子供たちが充実感を感じることができるようにする。
- ・互いに認め合ったり、誰とでも協力して活動したりする機会を多く設定することで、生徒の自己有用感を高める。
- ・道徳教育及び体験活動等の充実により、命の大切さを指導する。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

- ・いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。また、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援する。
- ・生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

①生徒理解を深める取組

- ・いじめに関する校内研修 ・hyper-QU調査
- ・生徒全員への定期的な個人面談 ・個人カルテの活用

②生徒が主体となる取組

- ・学級や学年、生徒会の自発的、自治的な活動を推進する。
- ・学級や学年、生徒会で行事の振り返りを行い、互いのよさを言葉で伝え合うなど、生徒相互の絆づくりを推進する。

③命や人権を尊重する心を育てる取組

- ・「特別の教科 道徳」の授業で、いじめに関する資料を取り扱う。
- ・SNSやメール等の適切な利用を含む情報モラル教育を計画的に進める。

④家庭や地域等と連携した取組

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・PTA、教育振興会及び校区の小学校や高等学校と連携した挨拶運動を実施する。

(2) いじめの早期発見

からかいや悪口、無視等些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からチームを組んで的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①日常的な観察

- ・登下校時や休み時間、授業や給食等、生徒と触れ合う時間を確保し、実態把握に努める。
- ・毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との会話や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。

②アンケート調査

- ・いじめ調査（年7回）、悩み調査「明るく楽しい学校生活のために」（年2回）を行う。
- ・いじめに関する保護者アンケートを毎学期に1回ずつ行い、保護者への聞き取り結果を、生徒指導委員会で共通理解する。（年3回）
- ・人権教育を進めるため、「〇学期を振り返って」を各学級適時活用する。

③教育相談

- ・生徒全員へ定期的な個人面談を実施する。（年2回）

- ・日々の観察や生活ノートから、積極的にチャンス相談や呼びかけ相談を実施する。

④家庭・地域との連携

- ・保護者や地域から情報を得るため、「相談室窓口」を周知する。
- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケート（家庭用）」から実態を把握する。
- ・いじめ認知件数が零であった場合、生徒や保護者向けに公表し、認知漏れがないか確認する。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、速やかに組織的な対応を行う。また、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携して対応する。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者からの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有する。

②いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、生徒の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整える。

③いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携して対応する。

(4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発したり、いじめの対象が変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講ずる。

①生徒の見守り

- ・単に謝罪をもって安易に「解消している」とせず、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることをもっていじめが解消していると捉える。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

②再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に努める。
- ・「特別の教科 道徳」や学級活動の時間、朝の会や帰りの会等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

4 いじめ対策委員会

(1) 構成員・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、その他関係する教職員

※必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導員、その他関係機関や関係諸団体の代表者等を追加する。

(2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応